

2022年度 第7次大阪府医療計画PDCA進捗管理票 三島二次医療圏

資料12

項目	第7次大阪府医療計画における取組 ※中間年(2020年)までの取組を 計画最終年までの取組として継続	2022年度の取組内容 (左記に関する取組内容を記載)		次年度以降の取組予定
		取組内容	着手状況 ◎:実施 ○:今年度実施予定 △:次年度以降実施予定	
地域医療 構想	「大阪府三島保健医療協議会」等において、地域で必要となる医療機能を検討するため、特に高齢化の影響で需要の増加が見込まれる疾患に関しての医療提供体制の現状分析と経年的評価に取組みます。	病院連絡会での意見をもとに、三島医療・病床懇話会(1月16日)で、圏域内の各病院が地域で担う役割を確認し、地域に必要な医療機能、連携方策を検討。また、その検討結果を三島保健医療協議会(2月13日)で報告予定。	○	「大阪府三島保健医療協議会」等で、医療需要データに基づき医療必要量ピーク時に地域に必要な医療機能、連携方策について検討を継続します。
	特定機能病院、地域医療支援病院を含め、圏域内の病院関係者に対し、医療提供体制の現状と各病院の病床機能報告の結果から、特に不足している医療機能について、情報提供する場を持つとともに、医療機関の自主的な取組をさらに支援します。	圏域内の病床機能報告病院から提出のあった病院プラン報告について、病院連絡会(12月27日)にて意見交換をし、三島医療・病床懇話会(1月16日)にて地域に必要な病床機能を検討。	○	病院連絡会等を通じて、医療提供体制の現状・課題について継続協議し、医療連携の強化と病院の自主的な取組を支援します。
在宅医療	安定した在宅医療を推進するため、医療従事者に対して研修会や啓発媒体を活用し在宅医療を担う人材の確保に向けた取組を行います。	地域の医療・介護関係者を対象とした多職種連携研修会、地域ケア会議・研修会等を実施。	◎	各市町において、地域の医療・介護関係者を対象とした研修会などを継続して行います。
	切れ目のない医療の提供体制を構築するため、中核的な病院がリーダーシップをとり入退院における連携について検討できるよう、圏域内の病院が集まる場などにおいて、情報交換、課題の検討を行います。	三島圏域の地域医療支援病院の委員や医療・介護関係者等で構成される三島在宅医療懇話会を開催し(10月3日)、在宅医療の現状と今後の方向性について情報共有。	◎	大阪府三島在宅医療懇話会を開催し、在宅医療の現状と今後の方向性について情報共有し、課題を検討します。
	市町における在宅医療・介護連携を推進するための取組において、顔の見える関係の中で地域における課題の抽出等を行い、市域・圏域で課題を共有し、互いの役割の確認を行います。	地域の医療・介護関係者への調査を行い、取組状況を関係者間で共有。	◎	引き続き、各団体の取組状況を把握・共有する取組を行います。
がん	市町村、学校、関係団体、職域関係者と連携し、禁煙、朝食や野菜の摂取、栄養バランスの良い食生活、適正体重、身体活動量、適量飲酒等、がんの予防につながる生活習慣の改善を促すとともに、がん検診受診率向上に向けた取組を推進します。	特定健診とセット健診を実施する等、検診受診率の向上を推進。啓発メッセージを入れたティッシュ等を保健所・市町等で配布し、がん検診啓発を実施。	◎	関係機関等と連携し、がんの予防につながる生活習慣の改善を促すとともに、がん検診受診率向上に向けた取組の推進を継続します。
	圏域のがん診療ネットワーク協議会へ参画し、情報収集に努めます。	三島圏域の地域がん診療連携拠点病院を中心とした三島医療圏がん診療ネットワーク協議会で情報共有(年一回程度)。	○	三島圏域のがん診療ネットワーク協議会への参画を継続します。
脳卒中等の 脳血管 疾患、心 筋梗塞等 の脳血管 疾患、糖 尿病	圏域内で活用されているクリティカルパス等の情報把握を行っていきます。	三島圏域地域リハビリテーション協議会(年三回:6月1日、10月5日、2月1日)・連絡会(年三回:7月4日、11月7日、3月6日予定)において、連携状況等を把握。	○	「大阪府三島保健医療協議会」等で、データに基づき医療必要量ピーク時に地域に必要な医療機能、連携方策について検討を継続します。
	脳卒中等の脳血管疾患、心筋梗塞等の脳血管疾患、糖尿病の生活習慣病については、引き続き、NDBデータ等を分析し、地域に必要な医療機能等について検討を行い、めざすべき方向性について、会議等を活用して圏域内の医療機関と情報共有に取組みます。	NDBデータ等の分析結果を病院連絡会、三島医療・病床懇話会等で情報を共有予定。	○	病院連絡会等を通じて、医療提供体制の現状・課題について継続協議し、医療連携の強化と病院の自主的な取組を支援します。
	脳卒中等の脳血管疾患、心筋梗塞等の脳血管疾患、糖尿病の生活習慣病については、三島圏域内のポピュレーションアプローチ、特定健診・特定保健指導、重症化予防対策等における圏域内の好事例等の共有化をはかり、各機関の生活習慣病対策の推進に取組みます。	各市町はデータヘルス計画を策定し、国保ヘルスアップ事業等活用し効果的に事業を実施。茨木保健所管内では、市町連絡会にて取組の情報共有。茨木保健所が作成した啓発動画を管内の医師会・薬剤師会・医療機関・市町村・事業所等へ周知依頼し、府民のヘルスリテラシーの向上や行動変容の推進に向けて健康情報を提供する基盤づくりに取組んだ。	◎	各市町と連携した府民の健康づくりに取組みます。

■2022年度 第7次大阪府医療計画PDCA進捗管理票 三島二次医療圏

項目	第7次大阪府医療計画における取組 ※中間年(2020年)までの取組を 計画最終年までの取組として継続	2022年度の実施内容 (左記に関する取組内容を記載)		次年度以降の取組予定
		取組内容	着手状況 ◎:実施 ○:今年度実施予定 △:次年度以降実施予定	
精神疾患	多様な精神疾患等に対応できる医療機関について、それぞれの医療機能を明確にするとともに、三島医療圏の医療機関関係者等による協議の場を設置して、医療の充実と地域関係機関との連携体制の構築について検討します。また三島医療圏だけでは対応できない疾患については、他圏域医療機関との連携を図り対応します。	三島精神医療懇話会(12月22日)において、三島医療圏における救急医療と精神医療との連携体制や今後の課題等について情報共有や意見交換を実施。	◎	圏域における精神医療の充実と連携体制の構築について、意見交換や協議を進めます。
	長期入院者の退院をめざし、関係機関(市町・保健所・精神科病院・地域援助事業者等)による地域移行ネットワーク構築について検討します。	精神科医療、保健、福祉等の関係機関による会議を開催し、長期入院者の退院促進に向けた取組等について情報共有し、意見交換を実施。 (高槻市:9月29日実施、3月実施予定、茨木保健所管内:3月実施予定)	○	関係機関による会議を開催し、退院促進や地域移行の推進に向けたネットワーク構築について意見交換を行います。
	自殺対策推進のため、関係機関(市町・保健所・医療機関・消防・警察等)との連携を図り、啓発活動を行うとともに自殺未遂者支援の充実に取組みます。	警察等と連携した自殺未遂者支援事業をはじめ、自殺予防啓発活動や自殺対策ネットワーク会議等の各種取組を実施。 (高槻市:7月25日実施、2月8日実施、茨木保健所管内:2月実施予定)	○	関係機関と連携を図り、自殺未遂者支援事業及び啓発活動等の自殺対策の取組を引き続き実施します。
救急医療、災害医療	三次救急医療機関及び災害拠点病院が一層円滑に機能できるよう、耐震化の早期実現及び、安定的・持続可能な医療提供体制の構築に向けて、関係機関において検討を進めていきます。	令和4年7月に大阪府三島救命救急センターが担っていた三次救急機能が大阪医科薬科大学病院に移転するとともに、災害拠点病院を集約。 三島救急懇話会(1月31日)において、救急病院等の認定状況の確認、圏域内の傷病者搬送及び受入れ実施基準についての評価・検証を実施。	◎	安定的・持続可能な医療提供体制が構築されるよう、引き続き、関係機関において、運営状況等の確認を行います。
周産期医療、小児医療	要養育支援者情報提供票の活用による医療機関と保健機関の連携により、支援の必要な妊産婦・乳幼児を適時把握し、児童虐待の発生を予防する取組を推進します。	要養育支援者情報提供票を活用し、医療機関・訪問看護・相談支援事業所・市町村等関係機関と連携し、家庭訪問等の対応を行うことにより、児童虐待発生予防に取組んだ。また、対応結果は、情報提供機関にフィードバックを実施。	◎	要養育支援者情報提供票を活用し、児童虐待発生予防の取組を継続します。
	地域における保健・医療・福祉・教育機関等の連携会議・症例検討・研修会等によるネットワークの構築を進めます。	市町の要保護児童対策地域協議会において症例検討を実施(高槻市:年40回、茨木市:年25回、摂津市:年15回、島本町:年8回)し、関係機関で情報・課題の共有。 茨木保健所管内では、今後、市町村と母子に関する連携会議を開催予定。	○	市町の要保護児童対策地域協議会等において、検討を継続します。
	小児救急医療体制の拠点である高槻島本夜間休日応急診療所については、施設の狭小性・耐震化の課題を解決し、円滑な運用が図れるよう関係機関において検討を進めていきます。	施設の狭小性・耐震化、小児患者受け入れ増加等の課題を解決するため令和5年4月の移転に向け、建設工事が進行中。 移転後に小児救急医療体制の広域化について現行の医療体制を継続することについては令和3年度に関係者間で確認済。	◎	移転後においても、必要な小児初期医療体制が運用されるよう、関係機関において、運営状況等の確認を行います。